

九州電力株式会社

(証券コード 9508)

第99回定時株主総会 及び普通株主さまによる 種類株主総会招集ご通知

日時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時

場所

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」

株主総会資料の電子提供について

会社法の改正に伴い、従来、株主総会参考書類等に記載しておりました内容につきましては、紙資源の使用量を削減できることや株主総会資料を株主の皆さまに早期にご確認いただけることから、ウェブサイトにてご提供させていただいております。

パソコン等による確認方法



以下のように検索いただくか、本通知書に記載のURLにアクセスしてご確認ください。

九州電力 株主総会



スマートフォン等による確認方法



同封の議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取りご確認ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。



ずっと先まで、明るくしたい。

(証券コード 9508)

2023年6月7日

(電子提供措置の開始日：2023年5月24日)

株 主 各 位

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九 州 電 力 株 式 会 社

代表取締役
会 長 瓜 生 道 明

第99回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会招集のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。本定時株主総会に上程する第2号議案「定款の一部変更 優先株式の発行について」につきましては、本定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の決議が必要となることから、両総会をあわせて開催させていただきます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html

【証券代行会社ウェブサイト(株主総会ポータル)】

<https://www.soukai-portal.net> (QRコードは議決権行使書にございます。)

【東京証券取引所ウェブサイト (上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(「銘柄名(会社名)」に「九州電力」又は「コード」に当社証券コード「9508」を入力し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順にご選択のうえ、ご確認ください。)

*各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、株主総会へのご来場につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮のうえ、ご判断いただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の参考書類をご高覧のうえ、「議決権行使についてのご案内」(5ページから6ページ)をご確認いただき、書面又はインターネットにて議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
- 2 場 所 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」

3 目的事項

報告事項

- 1 第99期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について
- 2 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告について

決議事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分（繰越利益剰余金の欠損填補）について

今後の経営環境の変化に対応し、資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることについてご承認をお願いするものです。

第2号議案 定款の一部変更 優先株式の発行について

B種優先株式発行にあたり必要な規定を追加することについてご承認をお願いするものです。
※当該議案は、定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の議案です。

第3号議案 第三者割当によるB種優先株式の発行について

株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社三菱UFJ銀行を割当先として第三者割当により新たに2,000億円のB種優先株式を発行することについてご承認をお願いするものです。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任について

以下の10名の選任についてご承認をお願いするものです。

候補者 番 号	氏 名	候補者 番 号	氏 名
1	うり う みち あき 瓜 生 道 明	6	せん だ よし はる 千 田 善 晴
2	いけ べ かず ひろ 池 辺 和 弘	7	なか の たかし 中 の 隆
3	とよ しま なお ゆき 豊 嶋 直 幸	8	にし やま まさる 西 山 勝
4	はし もと のぼる 橋 本 上	9	たちばな ふく し ま さきえ 橘・フクシマ・咲江
5	そう だ あつし 早 田 敦	10	つ だ じゅん じ 津 田 純 嗣
	再任		再任
	再任		新任
	再任		新任
	新任		再任 社外 独立
	新任		再任 社外 独立

第5号議案 監査等委員である取締役1名選任について
以下の1名の選任についてご承認をお願いするものです。

氏 名			
えん 遠	どう 藤	やす 泰	あき 昭
再任			

<株主提案（第6号議案から第28号議案まで）>

取締役会としては、第6号議案から第28号議案までの全ての議案に反対いたします。

・株主（1名）からのご提案（第6号議案から第15号議案まで）

- 第6号議案 定款の一部変更 会社不祥事に伴う命令を受けた場合の社長報酬の一部返還について
- 第7号議案 定款の一部変更 原子力発電所運転差止仮処分における当社の基本方針について
- 第8号議案 定款の一部変更 役員報酬の個別公開について
- 第9号議案 定款の一部変更 コンプライアンス委員会委員全員の解任と新委員の選定方法及び公表について
- 第10号議案 定款の一部変更 赤字解消手段に関する優先順位について
- 第11号議案 定款の一部変更 役員報酬と当該期株主配当の紐付けについて
- 第12号議案 定款の一部変更 原子力規制委員会担当専任執行役員の設置について
- 第13号議案 定款の一部変更 株主総会議事進行における議長権限濫用の禁止について
- 第14号議案 定款の一部変更 株価操縦等を行った証券会社との取引停止について
- 第15号議案 定款の一部変更 社内重大問題発覚時、社長の他団体代表兼務の禁止について

・株主（65名）からのご提案（第16号議案から第21号議案まで）

- 第16号議案 取締役池辺和弘氏解任について
- 第17号議案 定款の一部変更 コンプライアンス特別委員会の新設について
- 第18号議案 定款の一部変更 九州電力送配電株式会社の売却について
- 第19号議案 定款の一部変更 川内原発20年延長問題調査委員会の設置について
- 第20号議案 定款の一部変更 三次元反射法地震探査の実施について
- 第21号議案 定款の一部変更 核燃料サイクル事業からの撤退について

・株主（1名）からのご提案（第22号議案から第28号議案まで）

- 第22号議案 定款の一部変更 当社は株主を大切にする企業を目指すについて
- 第23号議案 定款の一部変更 コンプライアンスに関する機関の完全独立について
- 第24号議案 定款の一部変更 子会社に対する公正な取引について
- 第25号議案 定款の一部変更 配当の増減に対する責任の明確化について
- 第26号議案 定款の一部変更 不祥事に対する責任の明確化と迅速化について
- 第27号議案 定款の一部変更 積極的な情報公開について
- 第28号議案 定款の一部変更 特に重要な役職の株主承認について

各号議案の内容等は、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」（8ページから42ページ）に記載しております。

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を行使することができる株主以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけませんのでご注意ください。

次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまに対して交付する書面には記載しておらず、インターネット上の当社ウェブサイト（[https://www.kyuden.co.jp/ir\\_stock\\_meeting.html](https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html)）のみに掲載しております。

したがって、書面交付請求をされた株主さまに交付する書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会社の株式に関する事項」、「会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

「定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（[https://www.kyuden.co.jp/ir\\_stock\\_meeting.html](https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html)）への掲載のみとさせていただきますのでご了承ください。

株主総会へのご来場に際しては、新型コロナウイルスの流行状況や、ご自身の健康状態をご考慮のうえ、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

当日株主総会へご出席されない場合の議決権は、以下の方法によりご行使いただけます。



### ■書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

**行使期限** 2023年6月27日（火曜日）午後5時到着分まで

※議決権集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書  
九州電力株式会社 御中

株主番号 議決権行使期間

切取線から切り取って  
こちら側をご返送ください

年 月 日

会社提案

株主提案

株主提案

（に注意）

九州電力株式会社

- ・こちらに、議案の賛否をご記入ください。  
賛成の場合……「賛」の欄に○印  
否認する場合……「否」の欄に○印
- ・一部の候補者の賛否を表示する場合、  
「賛」又は「否」の欄に○印をし、候補者番号をご記入ください。
- ・当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。  
株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。
- ・各議案につき賛否の表示をされない場合は、  
会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

### ■機関投資家の皆さまへ

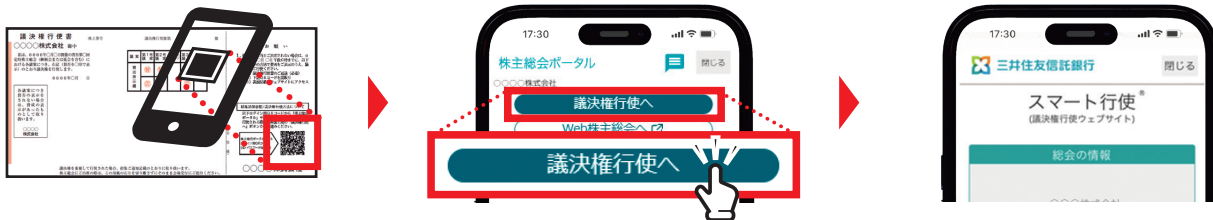
右記インターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込みされた場合に限り、株式会社「Ｃ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使期限  
2023年6月27日（火）午後5時まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

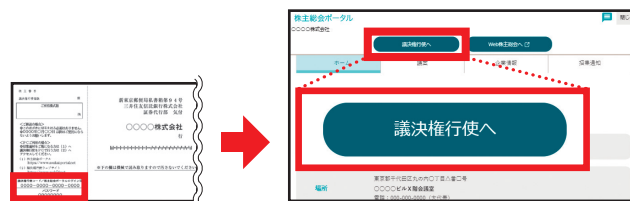


## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力うえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

<https://www.soukai-portal.net>



議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます <https://www.web54.net>

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

### お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

（受付時間 9時～21時）

三井住友信託銀行 証券代行部

**0120-782-031**

（受付時間 平日9時～17時）



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

## インターネットによるライブ配信のご案内

- 本総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。
- スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主IDとパスワードを入力の上、ご視聴ください。

### 配信日時

**2023年6月28日（水） 午前10時～株主総会終了時刻まで**

※配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃より使用可能です。

### 当日の視聴方法

スマートフォン、パソコン等にて以下の配信用ウェブサイトへアクセスし、株主ID及びパスワードを入力してください。

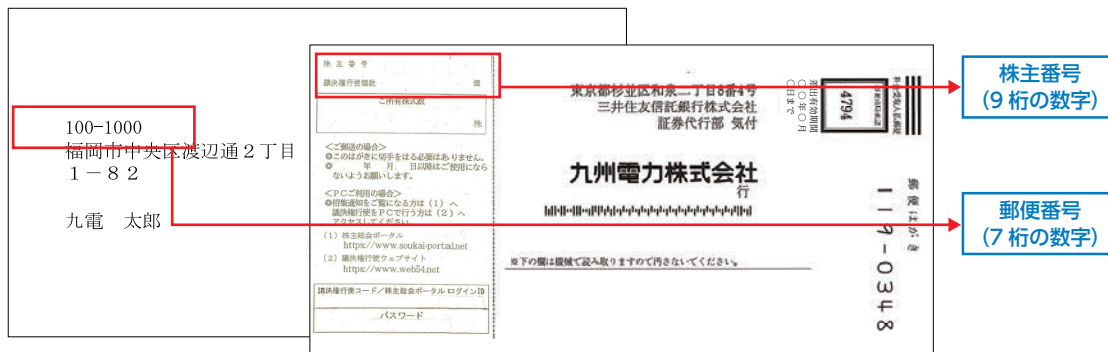
**配信用ウェブサイト** <https://9508.ksoukai.jp>

**株主ID**：議決権行使書用紙記載の「**株主番号**」（数字9桁）

**パスワード**：基準日（3月末）時点の株主名簿ご登録住所の「**郵便番号**」（数字7桁ハイフンなし）

※株主ID及びパスワードは議決権行使書用紙に記載されております。**議決権行使書用紙を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。**

【ご参考】議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置



### ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

#### 株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行  
株主総会ライブ配信 サポート専用ダイヤル

**0120-782-041**

（平日午前9時～午後5時／フリーダイヤル）

#### ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

**03-6833-6271**

（受付時間 6月28日（水）午前9時～株主総会終了）

# 株 主 総 会 参 考 書 類

## 議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案から第5号議案までは、会社提案によるものであります。

### 第1号議案 剰余金の処分（繰越利益剰余金の欠損填補）について

---

当社は、当期末において繰越利益剰余金の欠損額21,623,573,786円を計上しております。この状況を踏まえ、繰越利益剰余金の欠損を填補することで、今後の経営環境の変化に対応し、資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

#### 1 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 21,623,573,786円

#### 2 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 21,623,573,786円

## 第2号議案 定款の一部変更 優先株式の発行について

本議案は、定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の議案です。

### 1 変更の理由

当社は、2014年8月、玄海及び川内の両原子力発電所の長期停止による危機的な財務状況を受け、株式会社日本政策投資銀行を割当先とする1,000億円のA種優先株式を発行いたしました。

その後、A種優先株式につきましては、発行から5年経過の2019年8月以降、株主さまに取得請求権が発生することを受け、取扱いを検討した結果、優先株式による自己資本水準の維持は引き続き必要と判断し、2019年6月に内容の一部見直し、現行A種優先株式として資本金の安定的な確保を図りました。

近年、電気事業を取り巻く経営環境は、一般送配電事業の分社化や小売競争の激化などの電力システム改革の進展に加え、デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速などの社会構造の変容も相まって、大きな転換期を迎えておりますが、当社グループは、今後も「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向け、カーボンニュートラルへの取り組みや成長事業の拡大を図ってまいります。

こうしたカーボンニュートラルへの取り組みや成長事業の拡大のためには、継続的な設備投資や新規案件投資が必要であり、それを支える安定した財務基盤の確立は当社の最重要課題の一つとなっております。

当社の財務基盤においては、東日本大震災以降の原子力発電所の稼働停止により大きく毀損した後、近年はその回復途上でありましたが、昨年度の燃料価格の高騰や急速な円安の進行などの影響により、その回復が遅れております。外部環境が不透明であることなどを勘案すると、長期的に安定した資金調達を行うための財務基盤の強化が急務であると考えております。

このため、安定した財務基盤の確保に向けて、様々な資本性のある資金調達手法を検討した結果、普通株式の希薄化を回避しつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るとともに、2024年度に取得請求権の行使が可能となる現行A種優先株式の取得・消却により、財務の不確実性を排除し財務基盤の安定に資するため、新たにB種優先株式を第三者割当方式で発行することが最善の選択であると判断いたしました。

なお、上述のとおり、B種優先株式の発行に伴い、現行A種優先株式の取得・消却を行うこととしております。

本議案は、B種優先株式の発行を行うため、当該株式に関する規定を設ける旨の定款変更を行うことについてご承認をお願いするものであります。

※ B種優先株式は、普通株式への転換はできず、また当社株主総会における議決権も付与されない、いわゆる「社債型」の優先株式であり、普通株式の希薄化は生じません。B種優先株式の内容の詳細につきましては、下記「2 変更の内容」をご参照ください。

### 2 変更の内容

変更の内容は次の「現行定款・変更案対比表」のとおりであります。

## 現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、10億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が10億株、A種優先株式が1,000株とする。</p> | <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、10億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が10億株、A種優先株式が1,000株、<u>B種優先株式が2,000株</u>とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>第7条</p> <p>〈省 略〉</p>                                                                                        | <p>第7条</p> <p>〈現行どおり〉</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</p>                                              | <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とし、<u>B種優先株式について1株</u>とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>第9条</p> <p>〈省 略〉</p> <p>第12条の8</p>                                                                          | <p>第9条</p> <p>〈現行どおり〉</p> <p>第12条の8</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>〈新 設〉</p> <p>〈新 設〉</p>                                                                                      | <p>第2章の3 B種優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第12条の9 当社は、剰余金の配当（B種優先中間配当金（本条第5項に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部または一部の配当（本条第3項に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、B種優先配当金の配当の基準日からB種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当会社が第12条の10に従い残余財産</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p><u>の分配を行ったまたは第12条の14もしくは第12条の15に従いB種優先株式を取得した場合には、当該B種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。</u></p> <p><u>2 B種優先配当金の額は、1株につき2,900,000円とする（ただし、2024年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は1,933,333円とする。）。</u></p> <p><u>3 ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当（以下に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係る本条第2項に定めるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、払込金額に対し年率2.9%（以下「B種優先配当率」という。）で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（2月29日を含む年度は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金」という。）については、B種優先配当金、B種優先中間配当金および普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。</u></p> <p><u>4 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、本条第2項に定めるB種優先配当金および累積未払B種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> |

| 現 行 定 款      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <p>5 当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度における本条第2項に定めるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B種優先中間配当金」という。）を配当する（ただし、2023年9月30日を基準日とする剰余金の配当額は483,333円とする。）。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>〈新 設〉</p> | <p><u>（残余財産の分配）</u><br/> 第12条の10 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額（B種優先株式）」という。）を支払う。</p> <p><u>（基準価額（B種優先株式）算式）</u><br/> 1株あたりの残余財産分配価額＝100,000,000円＋累積未払B種優先配当金＋前事業年度未払B種優先配当金＋当事業年度未払B種優先配当金額</p> <p><u>上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、残余財産分配日を実際に支払われた日として、第12条の9第3項に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額（ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払B種優先配当金額」は、100,000,000円にB種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払B種優先配当金および前事業年度未払B種優先配当金を除き、B種優先中間配当金を含む。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該計算は、1年を365日（2月29日を含む年度は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、基準価額（B種優先株式）を超えて残余財産の分配を行わない。</p> |
| 〈新 設〉   | <p>（議決権）</p> <p>第12条の11 B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 〈新 設〉   | <p>（種類株主総会における決議）</p> <p>第12条の12 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 〈新 設〉   | <p>（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）</p> <p>第12条の13 当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p>                                                                                                                                                                                           |
| 〈新 設〉   | <p>（金銭を対価とする取得請求権）</p> <p>第12条の14 B種優先株主は、当会社に対し、2023年8月2日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）」という。）。当会社は、</p>                                                                                                                                                                                                          |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p><u>この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。</u></p> <p><u>B種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の10に定める基準価額（B種優先株式）算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の10に定める基準価額（B種優先株式）の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）」と読み替えて、基準価額（B種優先株式）を計算する。</u></p>                                            |
| 〈新 設〉   | <p><u>（金銭を対価とする取得条項）</u></p> <p><u>第12条の15 当会社は、2023年8月2日以降の日で、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部または一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日（B種優先株式）」という。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきB種優先株式を決定する。</u></p> <p><u>B種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の10に定める基準価額（B種優先株式）算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の10に定める基準価額（B種優先株式）の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日（B種優先株式）」と読み替えて、基準価額（B種優先株式）を計算する。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                        | 変 更 案                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7章 計 算</p> <p>第35条<br/>         〃<br/>         第38条</p> <p>〈省 略〉</p>       | <p>第7章 計 算</p> <p>第35条<br/>         〃<br/>         第38条</p> <p>〈現行どおり〉</p>                                     |
| <p>(A種優先株式の除斥期間)</p> <p>第39条 第38条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p> | <p>(A種優先株式およびB種優先株式の除斥期間)</p> <p>第39条 第38条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金ならびにB種優先配当金およびB種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p> |

## 第3号議案 第三者割当によるB種優先株式の発行について

会社法第199条第2項及び第3項の規定に基づき、下記1記載の内容でB種優先株式を発行すること（以下「本第三者割当」といい、割り当てられる株式を「B種優先株式」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当は、本株主総会において第2号議案による定款変更に係る議案の承認が得られること、並びに2023年6月28日開催予定の普通株主さまによる種類株主総会及び現行A種優先株主さまによる種類株主総会において本株主総会における第2号議案に係る定款変更を内容とする議案の承認が得られることを条件といたします。

### 1 募集事項の内容

#### (1) 募集株式の種類及び数

B種優先株式 2,000株

（B種優先株式の内容については、第2号議案「定款の一部変更 優先株式の発行について」をご参照ください。）

#### (2) 払込金額

1株につき100,000,000円

#### (3) 増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金 100,000,000,000円（1株につき50,000,000円）

増加する資本準備金 100,000,000,000円（1株につき50,000,000円）

#### (4) 払込期日

2023年8月1日

#### (5) 募集方法

第三者割当の方法により、B種優先株式2,000株を以下のとおり割り当てます。

株式会社みずほ銀行： 800株

株式会社日本政策投資銀行： 800株

株式会社三菱UFJ銀行： 400株

### 2 本第三者割当の理由

#### (1) 本第三者割当の主な目的

新たにB種優先株式を2,000億円発行することは、電力の安定供給はもとより、カーボンニュートラルへの取組みや成長事業の拡大に向けた早期の資金確保と財務基盤の強化に寄与し、また、2024年度に取得請求権の行使が可能となる現行A種優先株式（1,000億円）の取得・消却により、財務の不確実性を排除し財務基盤の安定に資するため、上記「1 募集事項の内容」記載の要領により本第三者割当を行うことといたしました。

#### (2) 発行価額の算定根拠

当社は、B種優先株式の優先配当金（1株につき年2,900,000円）（ただし、2024年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は1,933,333円とします。）、本優先株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた経営環境及び財務状況並びにB種優先株式の流動性等を総合的に勘案のうえ、B種優先株式の発行条件（本契約における条件を含みます。）は合理的であると判断しております。

また、当社は、当社及び割当先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）にB種優先株式の価格算定を依頼し、同社が一定の条件（B種優先株式に係る優先配当金、金銭を対

価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求条項、当社のクレジットスプレッド等）を考慮したうえで社債型優先株式の評価において一般的な価格算定モデルを用いて算定したB種優先株式の公正価値に関する評価報告書を受領しております。

B種優先株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの上限に対して10%以下のディスカウント率であり、当社としては、会社法上、割当先に特に有利な金額に該当しないと考えております。しかしながら、市場価格のない優先株式の価値評価については、様々な考え方があり得ること等から、念のため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第309条第2項の規定に基づき、本定時株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として、B種優先株式発行を実施することといたします。

### (3) 割当先を選定した理由

B種優先株式の割当先は当社の主要取引金融機関であり、B種優先株式発行により、普通株式の希薄化を回避しつつ安定した財務基盤の確保を図るという当社の方針にご理解をいただいたことから、割当先として適切であると判断し、選定いたしました。なお、当社は、割当予定先との間で、B種優先株式の引受けに関する投資契約（以下「本契約」といいます。）を締結することとしており、その概要は以下のとおりです。

#### ① 金銭対価の取得請求権に関する制限

B種優先株式の内容として、割当先は、2023年8月2日以降、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価としてB種優先株式を取得するものとされております。B種優先株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額及び取得日が属する事業年度における経過利息相当額（B種優先株式の発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

ただし、B種優先株式に係る金銭を対価とする取得請求権は、本契約において、(i) B種優先株式の払込期日から8年が経過した場合、(ii) 当社による本契約への違反があった場合、又は(iii) 当社の各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における純資産の部の金額が、当該各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日現在の割当先の保有するB種優先株式の払込金額の総額を下回った場合に限り、その行使が可能とされております。

#### ② 譲渡制限

B種優先株式の内容として譲渡制限は定められておりません。ただし、本契約上、割当先は、上記①記載の取得請求可能事由が発生するまでは、当社の事前の書面による承諾なくしてB種優先株式の全部又は一部を譲渡することができないものとされております。

#### ③ 割当先に対する遵守事項

当社は、本契約において、①及び②に記載の事項について合意しているほか、割当先に対して主として次に掲げる義務を負っております。

ア) 割当先に対して財務情報等を提供するほか、訴訟の開始その他当社の業務遂行、経営状況及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合等に割当先に対して報告すること。

イ) 定款変更、減資、減準備金、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又はその事業の全部若しくは重要な一部の第三者（当社の子会社及び関連会社を含みます。）への譲渡を行おうとするとき（いずれも当社の株主総会の決議を要する事項に限ります。）は、事前に割当先の書面による承諾を得たうえで行うこと。ただし、当社は、割当先がかかる承諾の可否の判断に際し、当社の意向を最大限尊重し、不合理に拒絶又は留保しないものとする旨の確認を各割当先から得ております。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任について

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 番号 | 氏 名                                                                            | 現在の当社における地位及び担当                   |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1  | うり 瓜 生 道 明 <span>再任</span>                                                     | 代表取締役会長                           |
| 2  | いけ 池 辺 和 弘 <span>再任</span>                                                     | 代表取締役<br>社長執行役員                   |
| 3  | とよ 豊 嶋 直 幸 <span>再任</span>                                                     | 代表取締役<br>副社長執行役員、原子力発電本部長         |
| 4  | はし 橋 本 のぼる 上 <span>新任</span>                                                   | 常務執行役員、都市開発事業本部長                  |
| 5  | そう 早 田 あつし 敦 <span>新任</span>                                                   | 常務執行役員、電気事業連合会出向                  |
| 6  | せん 千 田 よし はる 晴 <span>再任</span>                                                 | 取 締 役<br>常務執行役員、テクニカルソリューション統括本部長 |
| 7  | なか の 野 たかし 隆 <span>新任</span>                                                   | 常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部業務本部長       |
| 8  | にし やま まさる 西 山 勝 <span>新任</span>                                                | 常務執行役員、コーポレート戦略部門長                |
| 9  | たちばな ふ く し ま さき え <span>再任</span><br>橘・フクシマ・咲江 <span>社外</span> <span>独立</span> | 取 締 役                             |
| 10 | つ だ じゅん じ 津 田 純 嗣 <span>再任</span><br><span>社外</span> <span>独立</span>           | 取 締 役                             |



再　　任

所有する当社  
普通株式の数  
86,111株

## 【略歴、地位及び担当】

1975年 4 月 当社入社  
2009年 6 月 当社取締役常務執行役員火力発電本部長  
2011年 6 月 当社代表取締役副社長火力発電本部長  
2012年 1 月 当社代表取締役副社長  
2012年 4 月 当社代表取締役社長  
2018年 6 月 当社代表取締役会長  
現在に至る

## 【重要な兼職の状況】

株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員  
九州旅客鉄道株式会社社外取締役（2023年6月23日退任予定）  
株式会社 R K B 毎日ホールディングス社外取締役

## 【候補者としての理由】

2009年に取締役に就任以来14年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2012年の代表取締役社長への就任を経て、2018年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再　　任

所有する当社  
普通株式の数  
85,511株

## 【略歴、地位及び担当】

1981年 4 月 当社入社  
2017年 6 月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長  
2018年 6 月 当社代表取締役社長執行役員  
現在に至る

## 【重要な兼職の状況】

電気事業連合会会長

## 【候補者としての理由】

2017年に取締役に就任以来6年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

3

とよ

豊

しま

嶋

なお

直

ゆき

幸

(1956年10月27日生)



## 【略歴、地位及び担当】

1982年 4 月 当社入社  
 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員原子力発電本部長  
 2022年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員原子力発電本部長  
 現在に至る

再 任

所有する当社  
普通株式の数  
47,867株

## 【候補者とした理由】

2018年に取締役に就任以来5年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2022年に代表取締役副社長執行役員に就任し、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

4

はし

橋

もと

本

のぼる

上

(1962年1月19日生)



## 【略歴、地位及び担当】

1984年 4 月 当社入社  
 2015年 6 月 当社地域共生本部部長（総務）  
 2017年 4 月 当社執行役員熊本支社長  
 2020年 7 月 当社上席執行役員都市開発事業本部長  
 2022年 6 月 当社常務執行役員都市開発事業本部長  
 現在に至る

新 任

所有する当社  
普通株式の数  
30,679株

## 【候補者とした理由】

主に総務部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しており、また、2017年に執行役員に就任しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

(1961年1月12日生)



新任

所有する当社  
普通株式の数  
28,301株

## 【略歴、地位及び担当】

1985年 4 月 当社入社  
 2017年 4 月 当社コーポレート戦略部門部長（グループ経営計画）  
 2018年 6 月 当社執行役員大分支社長  
 2020年 4 月 当社執行役員電気事業連合会出向  
 2020年 6 月 当社上席執行役員電気事業連合会出向  
 2022年 6 月 当社常務執行役員電気事業連合会出向  
 現在に至る

## 【候補者とした理由】

主に電力輸送部門や経営企画部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しており、また、2018年に執行役員に就任しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

(1959年7月28日生)



再任

所有する当社  
普通株式の数  
34,399株

## 【略歴、地位及び担当】

1984年 4 月 当社入社  
 2018年 6 月 当社執行役員テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長  
 2019年 6 月 当社上席執行役員テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長  
 2020年 6 月 当社常務執行役員テクニカルソリューション統括本部長  
 2022年 6 月 当社取締役常務執行役員テクニカルソリューション統括本部長  
 現在に至る

## 【重要な兼職の状況】

株式会社富士ピー・エス社外取締役

## 【候補者とした理由】

2017年に執行役員に就任し、主に土木建築部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2022年に取締役就任以降、当社経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

(1962年7月14日生)



新 任

所有する当社  
普通株式の数  
23,037株

## 【略歴、地位及び担当】

1985年 4 月 当社入社  
 2017年 4 月 当社コーポレート戦略部門部長（エネルギー戦略）  
 2018年 6 月 当社執行役員鹿児島支社長  
 2020年 7 月 当社執行役員鹿児島支店長  
 2021年 6 月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部業務本部長  
 2022年 6 月 当社常務執行役員ビジネスソリューション統括本部業務本部長  
 現在に至る

## 【候補者とした理由】

主に経営企画部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しており、また、2018年に執行役員に就任しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

(1963年8月24日生)



新 任

所有する当社  
普通株式の数  
20,311株

## 【略歴、地位及び担当】

1986年 4 月 当社入社  
 2017年 6 月 当社コーポレート戦略部門部長（グループ経営戦略）  
 2019年 6 月 当社執行役員国際室長  
 2021年 6 月 当社上席執行役員コーポレート戦略部門長  
 2022年 6 月 当社常務執行役員コーポレート戦略部門長  
 現在に至る

## 【候補者とした理由】

2019年に執行役員に就任し、主に経営企画部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数  
23 / 23所有する当社  
普通株式の数  
6,100株

## 【略歴、地位及び担当】

- 1980年 6月 ブラックストーン・インターナショナル株式会社入社
- 1984年 2月 同社退職
- 1987年 9月 ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社
- 1990年 1月 同社退職
- 1991年 8月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社  
(現コーン・フェリー・ジャパン株式会社) 入社
- 1995年 5月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役
- 2000年 9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社取締役社長
- 2001年 7月 同社代表取締役社長
- 2007年 9月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役退任
- 2009年 5月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代表取締役会長
- 2010年 7月 同上退任
- 2010年 7月 G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長  
現在に至る
- 2011年 4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事 (2015年4月まで)
- 2016年 6月 ウシオ電機株式会社取締役 (非常勤)  
現在に至る
- 2019年 6月 コニカミノルタ株式会社取締役 (非常勤)  
現在に至る
- 2020年 6月 当社取締役  
現在に至る
- 2022年 6月 株式会社あおぞら銀行取締役 (非常勤)  
現在に至る

## 【重要な兼職の状況】

- G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長
- ウシオ電機株式会社社外取締役
- コニカミノルタ株式会社社外取締役 (2023年6月20日退任予定)
- 株式会社あおぞら銀行社外取締役

## 【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、グローバルな人材マネジメント及びコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

橘・フクシマ氏には、2020年6月取締役就任後、取締役会及び委員会等において、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくとともに、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただいております。引き続き、当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に、同様の貢献を行っていただくことを期待しております。



再 任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数  
21 / 23所有する当社  
普通株式の数  
14,700株

## 【略歴、地位及び担当】

1976年 3月 株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社  
 1998年 6月 米国安川電機株式会社取締役副社長  
 2003年 8月 同上退任  
 2005年 6月 株式会社安川電機取締役  
 2009年 6月 同社常務取締役  
 2010年 3月 同社代表取締役社長  
 2013年 3月 同社代表取締役会長兼社長  
 2016年 3月 同社代表取締役会長  
 2017年 4月 公立大学法人北九州市立大学理事長  
 現在に至る  
 2018年 6月 TOTO株式会社取締役（非常勤）  
 現在に至る  
 2021年 6月 当社取締役  
 現在に至る  
 2022年 3月 株式会社安川電機取締役  
 2022年 5月 同社特別顧問  
 現在に至る  
 2022年 6月 日本精工株式会社取締役（非常勤）  
 現在に至る

## 【重要な兼職の状況】

株式会社安川電機特別顧問  
 公立大学法人北九州市立大学理事長  
 TOTO株式会社社外取締役  
 日本精工株式会社社外取締役

## 【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、マーケティング及びものづくりに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

津田氏には、2021年6月取締役就任後、取締役会及び委員会等において、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくとともに、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただいております。引き続き、当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に、同様の貢献を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1 各候補者の所有する当社普通株式の数には、株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」における本人持分を含めております。
- 2 当社は、橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏との間に、それぞれ会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 3 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、各候補者の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
- 4 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 5 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（[https://www.kyuden.co.jp/ir\\_management\\_governance.html](https://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html)）に掲載しております。
- 6 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏が当社の社外取締役として在任中の2023年3月に、当社は公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。
- 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は取締役会等において、日頃からグループガバナンスやリスク管理、法令等遵守等の視点に立った意見・提言等を行い、法令違反等の予防を行ってまいりました。また、排除措置命令等を受けて以降は、取締役会等において、法令遵守の重要性や原因究明及び再発防止策等に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。
- 7 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏が当社の社外取締役として在任中の2023年4月に、当社は新電力顧客情報等の閲覧により、経済産業省から業務改善命令等を受領しました。
- 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は取締役会等において、日頃からグループガバナンスやリスク管理、法令等遵守等の視点に立った意見・提言等を行い、法令違反等の予防を行ってまいりました。また、業務改善命令等受領以降は、取締役会等において、法令遵守の重要性や原因究明及び再発防止策等に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。
- 8 橘・フクシマ・咲江氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。
- 9 津田純嗣氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

## 第5号議案 監査等委員である取締役1名選任について

監査等委員である取締役遠藤泰昭氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査等委員である取締役1名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

えん どう やす あき  
**遠 藤 泰 昭**

(1955年8月29日生)



**再 任**

所有する当社  
普通株式の数  
25,569株

### 【略歴、地位及び担当】

1980年 4 月 当社入社  
2018年 6 月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長  
2019年 6 月 当社常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長  
2021年 6 月 当社取締役監査等委員  
現在に至る

### 【候補者とした理由】

地域共生本部長や支社長を経験するなど、当社の幅広い業務に精通しており、適正な監査・監督を行う能力を有しております。

また、2021年に監査等委員である取締役に就任以来2年間にわたり当社経営を監査しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、監査等委員である取締役に適任であると判断しております。

- (注) 1 当社は、遠藤泰昭氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 2 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。遠藤泰昭氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、同氏の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役（候補者）のスキルマトリックス

事業環境が大きく変化する中で、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に向け、当社の取締役会が高度な見識と多面的な視点で経営の方向性を示すとともに、経営の迅速な意思決定、経営の監督機能を適切に発揮するために取締役会が備えるべきスキルを特定し、各取締役の知見や経験をもとに、期待する分野を明確化しました。

| 氏名     | 当社における地位等 <sup>*2</sup> |             |     |     | 特に期待する分野 <sup>*1</sup> |                |                   |         |         |                     |                             |                     |            |
|--------|-------------------------|-------------|-----|-----|------------------------|----------------|-------------------|---------|---------|---------------------|-----------------------------|---------------------|------------|
|        |                         |             |     |     | ①<br>企業経営              | ②<br>財務・<br>会計 | ③<br>法務・<br>リスク管理 | ④<br>人材 | ⑤<br>環境 | ⑥<br>イノベーション・<br>DX | ⑦<br>技術・<br>研究開発<br>(ICT含む) | ⑧<br>営業・<br>マーケティング | ⑨<br>グローバル |
| 瓜 生    | 代表取締役<br>会長             |             |     |     | ○                      |                |                   |         | ○       | ○                   | ○                           |                     | ○          |
| 池 辺    | 代表取締役<br>社長執行役員         |             | 委員  | 委員  | ○                      | ○              |                   | ○       | ○       | ○                   |                             |                     | ○          |
| 豊 嶋    | 代表取締役<br>副社長執行役員        |             |     |     | ○                      |                |                   |         |         | ○                   | ○                           |                     |            |
| 橋 本    | 代表取締役<br>副社長執行役員        |             |     |     | ○                      |                | ○                 |         |         | ○                   |                             | ○                   |            |
| 早 田    | 代表取締役<br>副社長執行役員        |             |     |     | ○                      | ○              |                   |         |         |                     | ○                           |                     |            |
| 千 田    | 取締役<br>常務執行役員           |             |     |     | ○                      |                | ○                 |         | ○       | ○                   | ○                           |                     |            |
| 中 野    | 取締役<br>常務執行役員           |             |     |     | ○                      | ○              |                   |         |         |                     |                             | ○                   |            |
| 西 山    | 取締役<br>常務執行役員           |             |     |     | ○                      | ○              |                   |         |         | ○                   |                             |                     | ○          |
| 橘・フクシマ | 取締役                     | 社外 独立<br>女性 | 委員  | 委員  | ○                      |                |                   | ○       |         | ○                   |                             |                     | ○          |
| 津 田    | 取締役                     | 社外 独立       | 委員長 | 委員長 | ○                      |                |                   |         |         |                     | ○                           | ○                   | ○          |
| 遠 藤    | 取締役<br>監査等委員            |             |     |     | ○                      |                | ○                 | ○       | ○       |                     |                             |                     |            |
| 藤 田    | 取締役<br>監査等委員            | 社外 独立<br>女性 |     |     |                        | ○              |                   |         |         |                     |                             |                     |            |
| 尾 家    | 取締役<br>監査等委員            | 社外 独立       |     |     |                        |                |                   | ○       |         | ○                   | ○                           |                     |            |
| 杉 原    | 取締役<br>監査等委員            | 社外 独立<br>女性 | 委員  | 委員  |                        |                | ○                 | ○       |         |                     |                             |                     |            |

(注) 1 取締役（候補者）の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

2 これらは4月28日に内定し、発表したものです。第99回定時株主総会にて選任された後、株主総会終了後の取締役会で正式に決定します。

## ＜株主提案（第6号議案から第28号議案まで）＞

第6号議案から第15号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。

### 第6号議案 定款の一部変更 会社不祥事に伴う命令を受けた場合の社長報酬の一部返還について

#### ◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

#### 第8章 その他

（会社不祥事に伴う命令を受けた場合の社長報酬の一部返還）

第40条 当会社が公正取引委員会（以下「公取」という。）から課徴金納付命令を受けた場合（部分的に公取と裁判で争う場合を含む。）、又は経済産業省から業務改善命令を受けた場合、社長本人がその原因やプロセスを事前に聞いていたかどうかにかかわらず、かつ報酬諮問委員会の意見を待つ事なく不祥事発生の経営責任を負う為に、社長は命令後3か月以内に報酬月額の10%以上を3か月以上返還する申出をしなければならない。

#### ◆提案理由

社長は自らCEO（最高経営責任者）と発言している様に会社のあらゆる行為において最終的な責任者である。ガバナンスが不十分であるから不祥事が発生したのであって、その責任は社長が負わなければならない。ここを明確にしておく事が当社の価値向上には不可避な為。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

不祥事等の発生時には、社外取締役を委員長とし、構成員の4名中3名が社外取締役である人事諮問委員会で、各事案の事実関係に基づいて報酬の減額等を審議し、取締役会で決定することとしております。役員の責任の明確化については、独立性・透明性・客観性を担保する観点から事案に応じて人事諮問委員会で審議することが適切であると考えます。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

### 第7号議案 定款の一部変更 原子力発電所運転差止仮処分における当社の基本方針について

#### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（原子力発電所運転差止仮処分における当社の基本方針）

第41条 当社は、原子力発電所運転差止仮処分においては、申立側に担保を必ず立てさせるよう裁判所に要求を行う事を基本方針とする。

#### ◆提案理由

昨今の他電力会社の原子力発電所運転差止仮処分において、仮処分の申立てが認められ、直ちに原子力発電所が停止する事は、100億円単位の利益喪失のリスクがあり、後日仮処分が覆る判決が出たとしても、申立側に損害賠償請求もやらずにその損失を補填することが出来ない事は、経営、配当原資に重大な悪影響がある。他電力会社の事例から仮処分において、担保を必ず立てさせる事は電力自由化の中、一般企業の当然の権利であり、基本方針として提案する。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電所の運転に関する訴訟を提起された場合には、社内関係箇所及び顧問弁護士を含む万全の体制を構築し、原子力発電所の安全性に関する主張・説明を十分に尽くし、裁判での勝訴に向けて適切に対応することとしております。

仮処分における担保とは、仮処分命令によって被申立側が被る損害の弁償に充てるために、裁判所が申立側に対して一定の金額を担保として提供させる制度ですが、裁判所に担保提供命令を求めることの要否については、訴訟における具体的対応に係るものであり、個別の訴訟の状況等を踏まえて判断すべきことと考えます。

したがって、本提案のような業務執行に関する規定を、基本方針として定款に設ける必要はないと考えます。

## 第8号議案 定款の一部変更 役員報酬の個別公開について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(役員報酬の個別公開)

第42条 当社は、役員報酬の個別公開を毎年必ず行う。

### ◆提案理由

昨年株主総会の株主提案で唯一賛成が10%を超えた為再提出。カルテルと悪意の顧客情報の不適切閲覧を放置した役員は、前年より利益を生む経営をして配当実現のため全力を尽くしたのかを報酬金額で検証し、期ずれで次年度以降に反映するという風化を利用した逃げ道を封じ、不祥事を起こした直後に報酬の自己返納をやるべきか否かを、その金額公開によって賢明な株主に判断して頂きたい為。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

報酬につきましては、基本報酬と業績連動報酬で構成し、株主総会で決議された範囲内で支給しております。このうち業績連動報酬は、会社業績に連動させて支給しており、会社業績に対する責任を明確にするとともに、業績向上へのインセンティブとしております。

また、具体的な報酬等の額につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の4名中3名が社外取締役である報酬諮問委員会では他企業の水準等も踏まえ審議したうえで、取締役会で決定しており、会社法施行規則に従い役員報酬の総額と員数を開示しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第9号議案 定款の一部変更 コンプライアンス委員会委員全員の解任と新委員の選定方法及び公表について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(コンプライアンス委員会委員全員の解任と新委員の選定方法及び公表)

第43条 当社は、第99回定時株主総会終結の時点で就任しているコンプライアンス委員会委員の全員を解任し、委員の半数を公募により選んで同委員会を再編成するとともに、委員を公表する。

### ◆提案理由

委員を公表しないで活動してきたコンプライアンス委員会は、不祥事を防げなかった責任を取り一旦全員解任し、新しく、正しい知見と再発防止に実行力のある委員会にする為、委員の半数が公募により選ばれた新委員会を設置する。当社が相応しい人物として指名していたコンプライアンス委員が全く機能していない為に、昨年からカルテル、顧客情報の不適切閲覧問題が立て続けに発生・発覚した様に、コンプライアンス委員会が機能不全に陥っている為。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、地域・社会の皆さまからの信頼が事業活動の最大の基盤であり、透明性の高い、誠実で公正な事業運営を行うことが重要と考え、コンプライアンス経営に関する方針や具体的対応策の提言、審議並びに実施状況のモニタリングを行うことを目的に、コンプライアンス委員会を設置しています。

同委員会は、コンプライアンス経営に資するため、社外有識者、労働組合代表、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）等で構成されており、客観的中立的な立場で積極的にご提言・ご助言等をいただいております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第10号議案 定款の一部変更 赤字解消手段に関する優先順位について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(赤字解消手段に関する優先順位)

第44条 当会社は、赤字を年度内に解消又は減少させる手段がある場合、経費削減を常時行っていることを前提に、第一優先順位として、前年度と比較した消費者物価指数を根拠とする適正な範囲での電気料金値上げ、第二順位として、人件費及び役員報酬の削減、第三順位として優先株による増資を行った後に配当金の変更を検討する。

### ◆提案理由

前年度、規制料金の上限により反映できなかった赤字がある上に、政府発表の消費者物価指数は年4.2%以上の上昇という社会情勢の中、それを解消する有効な手段である適正な従量料金の値上げを申請する行為を怠り、取締役会が事前に情報が洩れるレベルの安易な優先株発行に走らない為、2025年度までに配当50円、自己資本比率20%程度を目指す当社に、引き続き経営上大きな損失を与えた。これを未然に防止し、経営陣の目先の固定観念による経営判断ミス及びそれに起因する損失を防止する為、これを設定しておく。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

前年度は燃料価格上昇に加え、原子力発電所の稼働減により燃料費が増加したこと等から収支は悪化しましたが、今年度は原子力が4基体制に復帰し、燃料価格上昇の影響を受けにくい体質となることが見込まれます。

小売規制料金の見直しについては、足元の状況だけでなく、先行きも踏まえ慎重に判断する必要があると考えており、燃料価格等の動向及びそれが当社の収支、財務に及ぼす影響を見極めながら、経営効率化の状況等も踏まえ、判断してまいります。

役員報酬については業績連動報酬を導入しており、また、人件費については業績等を勘案したうえで適切な水準としております。

優先株については、本定時株主総会の特別決議を得ることを前提に新たに2,000億円の発行を予定しており、更なる財務基盤の強化を図ってまいります。

なお、配当については、安定配当の維持を基本に、当年度の業績だけでなく、中長期的な収支・財務状況を踏まえて決定することとしています。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第11号議案 定款の一部変更 役員報酬と当該期株主配当の紐付けについて

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(役員報酬と当該期株主配当の紐付け)

第45条 当会社は、役員報酬と当該期株主配当を関連付ける査定体系にする。具体的には年間配当が50円という基準を設け、その期の配当と比較した増減率を役員報酬の一部または全部に乗じて当該期の役員報酬を算出する。

### ◆提案理由

役員報酬の算定は、直前期の業績によって決まるとされている。しかし、不祥事や経営の問題によって赤字が拡大し、配当が減額される中、役員報酬だけが満額支払われる不公平な状況が生じることがある。この状況を改善するために、年間配当が50円という基準を設け、その期の配当に基づく増減率を役員報酬の一部または全部に乗じることによって、役員報酬に業績の影響を反映させることとする。これにより、時差ボケ経営から脱却し、より公正な報酬制度を実現する。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

報酬につきましては、基本報酬と業績連動報酬で構成し、株主総会で決議された範囲内で支給しております。このうち業績連動報酬は、会社業績に対する責任を明確化するため、経営ビジョンの財務目標に掲げる連結経常利益、カーボンニュートラルに向けたGHG削減量及び株主への配当状況等を業績指標とし、支給することとしております。

また、具体的な報酬等の額につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の4名中3名が社外取締役である報酬諮問委員会では他企業の水準等も踏まえ審議したうえで、取締役会で決定しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第12号議案 定款の一部変更 原子力規制委員会担当専任執行役員の設置について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(原子力規制委員会担当専任執行役員の設置)

第46条 当社は、原子力規制委員会と意思疎通を常に図る為に原子力規制委員会担当専任執行役員を置くものとし、当該専任執行役員は、技術・研究職分野から起用する。

### ◆提案理由

2024年4月期限の「標準応答スペクトルを考慮した地震動評価に係る審査」が認識の相違で遅れている現状に対し、原子力規制委員会と社長との方針確認が行われるなどの意思疎通不足又は自社特有の固定観念を起因とする原子力発電所4基稼働停止命令を避ける為、方針確認時に社長自ら発言した「社内体制強化」に伴う責任体制を明確にする観点から、専門分野担当専任執行役員を置く。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力規制委員会の審査にあたっては、専門的な知識や経験を有した社員が対応するとともに、各案件を統括する立場として、原子力発電本部の経験豊富な執行役員が対応しております。

また、同委員会との意思疎通を図るため、社長及び原子力発電本部長（現在は副社長執行役員）が、当社の原子力安全に向けた取組み状況や原子力発電事業全体の課題等について意見交換を実施しております。

なお、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価に係る原子炉設置変更許可の審査にあたっては、社長をトップとしたプロジェクトチームを編成し、迅速な経営判断ができるよう体制を強化して対応を進めており、定められた期限内に許可を頂けるよう万全を期しております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第13号議案 定款の一部変更 株主総会議事進行における議長権限濫用の禁止について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(株主総会議事進行における議長権限濫用の禁止)

第47条 当社は、株主総会において、経営陣自身の不祥事に起因する緊急動議について、議長が一方的に否決することを禁止し、否決又は質疑を打ち切る場合は総会出席者の総議決権の過半数で決議する。また、決議に関する賛成・反対数を明示する。

### ◆提案理由

昨今の当社株主総会において、経営陣の一員である議長が、「議事進行」を理由に緊急動議及び質疑応答の際一方的に否決を確認し、又は打ち切る場合が目立つ。特に経営陣の犯罪行為の場合、自分達に都合の悪い事案は早く終わらせる事となり、それは権力濫用となる。更に、賛否の確認が単なる議長の目視だけでは、全く議長の議事進行責任を果たしたとは言えず、乱暴な議事進行となる為、この提案は、透明性と責任を重んじ、より公正な株主総会の運営を目指すものである。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、法令及び定款に従った適正な株主総会の運営に努めております。

株主総会当日に議場で提出された動議については、内容を確認したうえで必要に応じて議場の株主さまに賛否をお諮りし、決定しております。

また、質疑応答を経て議案の採決に移る際には、株主総会の目的事項である議案の内容について株主さまにご理解及びご判断いただくために十分な審議が尽くされたと議長が判断したときに、議場の株主さまに、採決に移ることの賛否をお諮りしております。

なお、これらの賛否は、委任状による出席を含めた議場の株主さまが有する総議決権の過半数をもって決定しており、その結果については、法令に従った適正な方法により議長が確認しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第14号議案 定款の一部変更 株価操縦等を行った証券会社との取引停止について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(株価操縦等を行った証券会社との取引停止)

第48条 当社は、取締役以上が逮捕又は法人が起訴された証券会社とは、以後3年、社債発行に係る取引を停止する。

### ◆提案理由

先般、株価操縦をしたとして副社長が逮捕及び法人が起訴され、金融庁から3か月一部業務停止命令を受けた証券会社が、業務停止期間が明けた途端に当社の社債取扱幹事会社に指名されていたが、コンプライアンス意識の低い当社担当者が、目先の利便性に囚われて盲目的に再指名しているからだと考えられる。この状況を改善する為、一定の規制を設けて株価操縦をする証券会社と関わらない様にする。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、社債の発行などにおいて証券会社と取引がありますが、取引先選定にあたっては、当社のニーズへの対応能力や信頼性、経済性を総合的に勘案し、決定しております。

取引先にて不正行為が発生した場合に取引を停止するか否かは、当該行為の重大性や組織的関与の有無、取引継続による社会的批判、代替先確保をはじめとした業務への影響などを踏まえ、個別に判断すべきものと考えます。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第15号議案 定款の一部変更 社内重大問題発覚時、社長の他団体代表兼務の禁止について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(社内重大問題発覚時、社長の他団体代表兼務の禁止)

第49条 当会社が公正取引委員会（以下「公取」という。）から課徴金納付命令を受けた場合（部分的に公取と裁判で争う場合を含む。）、又は経済産業省から業務改善命令を受けた場合、社長は自社改善に集中する為に、兼務している経済団体又は業界団体の代表を命令から6か月以内に辞任しなければならない。

### ◆提案理由

自社を立て直すことに集中しなければならない場面で、自ら身を引く決断ができない場合でも定款に定めておくことによって、容易に辞任出来るようにしておく必要がある為。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社社長は、電気事業連合会の会長を兼務しておりますが、ウクライナ情勢等を踏まえたエネルギー安全保障の確保、地球温暖化に対応するための2050年カーボンニュートラルの達成に向けた取組み、原子力の安全・安定運転、信頼回復、原子燃料サイクルの確立などの原子力に関する諸課題への対応など、電力会社にとって共通の諸課題に対し、業界団体の代表として力を注ぐことは、当社の強固な事業基盤の確立やより一層の株主価値向上にも資するため、一律に兼務を妨げるべきではないと考えます。

また、当社社長は他団体代表を兼務しながらも、当社の様々な経営課題に対し真摯に取り組むとともに、経営全般にわたりその手腕を発揮しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第16号議案から第21号議案までは、株主（65名）からのご提案によるものであります。

## 第16号議案 取締役池辺和弘氏解任について

### ◆提案内容

取締役池辺和弘氏を、以下の理由により解任します。

### ◆提案理由

2016年4月以降の電力小売全面自由化のなかで、当社は九州地区、関西地区における特別高圧電力及び高圧電力の官公庁等の入札契約に関し、独占禁止法違反（不当な取引制限）があったとされた。また、送配電子会社を通じて、ライバルである新電力の顧客情報を盗み見るという事案も発覚した。これらは、経営以前の違法な状況を見過ごしてきたことにより、電力小売自由化を阻害し、著しく、当社への信頼度を損うことになった。この責任は当然に取締役の解任につながるものである。

独占禁止法違反については、2018年頃から行われていたとみられ、課徴金として約27億円となっている。池辺社長は「疑われるような行為があったことは反省したい」と述べており、その責任は重大である。よって、取締役池辺和弘氏を解任する。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、独占禁止法遵守に向け、これまでも「コンプライアンス行動指針」の中で「競合企業との公正な競争関係の維持」を明記し、周知徹底を図っておりましたが、公正取引委員会の立入検査以降、改めて研修や行動指針の見直しなどを行っており、今後も取組みを一層強化してまいります。

また、新電力顧客情報等の不適切な取扱いに対しては、事案の原因について分析のうえ、再発防止策として、不適切な行為を「させない」「できない」ための情報システムに係る対策、「させない」「しない」ための体制及び仕組みの整備や組織風土の醸成に向け、現在取り組んでいるところです。

当社としましては、行政処分を受けたことを厳粛に受け止め、再発防止策の着実な実行及び信頼の回復を図ってまいります。取組みを進めるためには、池辺取締役の強力なリーダーシップが必要であると考えます。

また、池辺取締役は様々な経営課題に対し真摯に取り組むとともに、経営全般にわたりその手腕を発揮し、当社事業の発展のため尽力していることから同氏の解任には反対いたします。

## 第17号議案 定款の一部変更 コンプライアンス特別委員会の新設について

### ◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

### 第8章 その他

(コンプライアンス特別委員会の新設)

第50条 当社は、コンプライアンス経営の徹底に向けて新たに取締役会から独立した「コンプライアンス特別委員会」を設置する。

2 コンプライアンス特別委員会については有識者、弁護士、市民団体若干名をもって構成し、事務局を本店内に置く。

3 特別委員会開催は定例化するとともに緊急事案発生の場合は緊急特別委員会を開催する。

### ◆提案理由

コンプライアンス問題に関しては2011年の「経済産業省主催の県民説明番組への意見投稿呼びかけ等問題」及び「関西電力金品受け取り問題」を受け、2020年には池辺社長による「事業活動を遂行するにあたっては、お客さま、地域、株主をはじめとする社会の皆さまからの信頼が最大の基盤であり、その信頼なくして当社グループの存続はない」旨の宣誓が行われた。

しかしながら今回、カルテル及び、閲覧問題が発覚した。この問題は公益事業としての当社電力事業の信頼を損ねると同時に公正取引委員会からの課徴金納付命令及び再発防止に向けた排除措置命令は当社に多大なる損失を発生させた。過去、株主総会で幾度も法令順守の問題が議論されてきたが、コンプライアンスのシステムが機能しないことが明らかになった。よって、当社に「コンプライアンス特別委員会」を設置し、コンプライアンス経営が広範に展開されることをめざしたい。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、地域・社会の皆さまからの信頼が事業活動の最大の基盤であり、透明性の高い、誠実で公正な事業運営を行うことが重要と考え、コンプライアンス経営に関する方針や具体的対応策の提言、審議並びに実施状況のモニタリングを行うことを目的に、コンプライアンス委員会を設置しています。

同委員会は、定例の開催に加え、社会的影響の大きい不祥事等が発生した場合にも開催し、社外有識者、労働組合代表、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の各委員から、客観的中立的な立場でご提言・ご助言等をいただいております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第18号議案 定款の一部変更 九州電力送配電株式会社の売却について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(九州電力送配電株式会社の売却)

第51条 当会社の子会社である九州電力送配電株式会社を売却する。

### ◆提案理由

当社は、昨年10月5日から今年1月5日までの間に当社子会社である九州電力送配電株式会社のシステムを使用し、新電力顧客情報を従業員335人が不正に閲覧していた。閲覧件数は1万3608件に上り、不正閲覧した従業員の約4割は問題だと認識していた。また、発電事業者名、住所、連絡先、設備容量などの情報を管理する経済産業省のシステムは一般送配電事業者以外の利用が禁止されているが、IDとパスワードを一部の当社営業部門や委託会社の従業員が不正利用していた。

自由化とは公平性や透明性があるからこそ実現可能であるが、送配電会社が大手電力の元にあって都合よく利用できるとあっては公平な自由競争はできない。これは、「社内の原因究明と再発防止」で治る問題ではなく、内閣府の有識者会議も不正防止と罰則強化の観点から送配電部門の所有権分離を提言している。よって、当社子会社である九州電力送配電株式会社を売却することにする。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

送配電事業については、「電力の安定供給」「災害への即時対応」「社会的コストの低減」など幅広く議論がなされた結果、現在の法的分離の体制になっており、特に災害時や需給ひっ迫時には、一刻も早い停電復旧、お客さまへの停電情報の提供、需給バランス確保に向けた迅速な対応など、事業者間の円滑な連携が不可欠であると考えています。

所有権分離の是非については、これらの観点に加え、経営への影響やステークホルダーの意向、国の方針なども踏まえ、電力システム全体を俯瞰しながら慎重に議論する必要があると考えています。

新電力顧客情報等の不適切な取扱いに関しましては、その原因を分析のうえ、不適切な行為を「させない」「できない」ための情報システムに係る対策、「させない」「しない」ための体制及び仕組みの整備や組織風土の醸成に向け、再発防止に取り組んでいます。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

## 第19号議案 定款の一部変更 川内原発20年延長問題調査委員会の設置について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(川内原発20年延長問題調査委員会の設置)

第52条 当会社に、原子炉の20年運転延長問題についての調査委員会を設置する。

### ◆提案理由

昨年10月12日、当社は40年の運転期間を迎える川内原発1,2号機の20年運転延長申請を行った。交換のきかない鋼鉄製の原子炉は、中性子を浴び続けると脆くなる。約2000kmのケーブル、約100kmの配管、何万点とある部品、いずれも経年劣化する。当社は20年延長に向けて特別点検をしたというが、全部調べられるはずがない。設計が古くなることによる構造的な欠陥が、深刻な事故を引き起こす原因となる。脆くなった原子炉を60年も使えば福島以上の惨事をもたらす。川内原発プラントの運転期間は40年のはずだ。ところが、その40年が来る前に、川内原発は2基とも原子炉容器上部ふたと蒸気発生器を丸ごと交換した老朽原発だ。川内原発の20年延長については、鹿児島県民の5割が反対との報道もある。よって、当社に「原子炉20年運転延長についての調査委員会」を設置し、社外専門家も交えながら徹底した安全性調査を行う。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電所の運転期間は原子炉等規制法において40年とされていますが、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長することができます。

原子力発電所の運転にあたっては、安全性の確保が大前提であることから、原子炉容器やケーブル、配管など安全性を確保するうえで重要な設備の細部にわたり定期的に点検を行っております。また、原子力規制委員会のガイドや最新の知見を踏まえた劣化状況評価を実施し、運転開始後60年時点においても健全であることを確認できたことから、川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長認可申請を行っております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第20号議案 定款の一部変更 三次元反射法地震探査の実施について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(三次元反射法地震探査の実施)

第53条 当社は、震源を特定せず策定する地震動策定のため、三次元反射法地震探査を実施する。

### ◆提案理由

2021年4月21日、原子力発電所の耐震評価に用いる基準地震動のうち「震源を特定せず策定する地震動」に係る新規基準が改正された。2年が経過したが、未だに基準地震動を策定できていない。当社は地下構造を把握するために二次元探査しかやっておらず、地下構造のモデル設定が出来ていない。三次元探査は調査地域を取り囲むように多数の震源と受信機を面的に配置し、それにより得られたデータを計算機によって映像化することにより、地層の境界や断層の傾斜、落差等について面的なデータを正確にとらえることができる。京都大学名誉教授芦田譲氏によれば、電力会社が現在行っている二次元探査を「医療診断分野のレントゲン検査や超音波診断であり、三次元探査は地下構造内部を立体的断面として把握できるという点で、CTスキャン検査やMRIである」と指摘している。よって当社は、三次元反射法地震探査を実施し、玄海、川内原発の地下構造を詳しく調査する。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の基準地震動策定にあたっては、敷地内で約400本（総延長35,000m）もの膨大な数のボーリング調査を実施するとともに、敷地周辺の広範囲にわたり、反射法地震探査等の地球物理学的調査に加え、変動地形学的調査・地表地質調査を実施するなど、詳細かつ十分な調査を実施しております。

加えて、地震動策定に必要な地下構造の把握にあたっては、敷地地下に地震計を設置し、長期間にわたり継続的に地震観測を行って観測データを蓄積するなど、十分なデータを蓄積しています。

さらに、当社は、敷地地下の地震計を増設し観測データの拡充を行うなど、最新の科学的・技術的知見を継続的に収集し、更なる安全性・信頼性の向上に努めております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第21号議案 定款の一部変更 核燃料サイクル事業からの撤退について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(核燃料サイクル事業からの撤退)

第54条 当社は、使用済み核燃料サイクル事業から撤退する。そのために以下の施策を行う。

- (1) 再処理工場に使用済み核燃料を搬出しない。
- (2) 使用済み核燃料を原子力発電所で貯蔵することについて立地自治体及び、周辺自治体との連絡協議会を設置する。
- (3) これまで輸送した使用済み核燃料や分離したプルトニウム等、及び高レベル放射性廃棄物等の処理・処分については、各事業者との協議会を設ける。
- (4) プルサーマル発電は行わない。

### ◆提案理由

東海再処理施設は1977年に事業を開始、新規制基準への対応の費用対効果を勘案して2014年に廃止が決まった。同施設では1,140トンの使用済み核燃料を処理し高レベルガラス固化体約310本、ガラス固化できなかった約338m<sup>3</sup>の高レベル廃液が残った。原子力規制委員会は日本原子力研究開発機構に対し最優先事項として高レベル廃液のガラス固化を命じた。同機構は2016年からガラス固化を再開したが5回にわたり中断。再開は24年度末予定。28年度までに固化体880本相当を製造予定であるがガラス固化体数は累計354本にとどまる。一方、東海の技術を継承する六ヶ所再処理工場、竣工時期延期を26回繰り返し、完成を24年度上期のできるだけ早期としたがもはや誰も信じていない。再処理事業費は総額14兆円を超える。核燃料サイクルから撤退しなければ、電気代をもとにした14兆円を超える事業費は無駄な負担となり将来世代に重くのしかかる。よって、当社は核燃料サイクル事業から撤退する。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第6次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本的方針とされております。

当社としても、エネルギー資源に乏しい我が国において、将来にわたり安定してエネルギーを確保していくため、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用することが必要であると考えており、発生した使用済燃料については、再処理するために六ヶ所再処理工場に搬出することを基本方針とし、今後とも玄海原子力発電所3号機においてプルサーマル運転を着実に進めてまいります。

また、これらの核燃料サイクルに関する取組みについては、自治体や各事業者との協議会等において、説明や協議を行っております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第22号議案から第28号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。

## 第22号議案 定款の一部変更 当社は株主を大切にすることを旨とするについて

### ◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

#### 第8章 その他

(当社は株主を大切にすることを旨とする)

第55条 当社は、株主を大切にすることを旨とし、企業の価値向上を図る。具体的には、下記の企業経営を行う。

- (1) 株主に対して敬意を持つ。
- (2) 株主提案に対する真摯な対応
- (3) 早急な株主総会の通知(株主提案期間は通知後2週間以上)
- (4) 株主に対して、透明性の高い経営
- (5) 配当の安定化
- (6) 企業価値の向上

### ◆提案理由

前回総会において、議長より株主提案者に向けて侮辱ともとれる発言があり、訪問時も社員が株主の質問に対して、一部馬鹿にしている発言があった。株主提案に対しても事実と異なる説明を記載し、株主の総会なのに株主による録音等を禁止している。カルテル等についても株主に対して説明が全くなく、電気料金の値上げを必要としていない経営状態なのに無配にしている。

経営者を含め社員は、出資者である株主には敬意を持つべきであり、当社が行っているこれら行為は、企業価値を減少させ株価の低迷を招いている。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、電話やウェブサイト等により株主の皆さまから頂いた様々なご意見やご指摘に対して、当社を取り巻く環境や経営状況等を丁寧にご説明し、ご理解いただけるよう努めております。

株主提案に対しては、社内で十分な審議を行ったうえで意見の内容を決定しているほか、株主総会の開催にあたっては、法令及び定款に従った適正な運営に努めております。

事業活動の透明性確保については、守秘義務がある場合等を除き、積極的な情報公開を推進しております。

配当については、安定配当の維持を基本に、当年度の業績や中長期的な収支・財務状況を踏まえ、決定することとしています。

当社としては、経営ビジョンやカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを通じ、持続的に企業価値の向上を図っていきたいと考えております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第23号議案 定款の一部変更 コンプライアンスに関する機関の完全独立について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(コンプライアンスに関する機関の完全独立)

第56条 当社は、コンプライアンスに関する調査等を、当会社から完全に独立した機関とする。調査等は、専門知識を有した法律事務所又は専門者により実施し、調査内容及び対応結果については、社内で確認して共有する。完全独立とすることにより、依頼者の保護も図る。企業価値に関わる重要な案件については株主総会にて報告する。

### ◆提案理由

今回、コンプライアンス違反が会社内部による隠ぺい等と思われる行為により、問題が大きくなり、対応が遅れ、当社に対する評価や株価に影響を及ぼしている。

当社によるコンプライアンスに対する対応は、メール問題で大問題になり、会長、社長が辞任する事態になったことを反省や教訓としておらず、信用できない。

よって、相談窓口に依頼された内容の調査等を、完全独立した社外機関とすることにより、コンプライアンス違反に対して完全に独立させ、会社等から隠ぺいの防止及び依頼者の保護を図る。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、法令や企業倫理に反する行為の防止及び早期発見を目的として、社内及び社外（法律事務所）に九州電力コンプライアンス相談窓口を設置しており、相談窓口で受け付けた相談については、公益通報者保護法等の関連法令を遵守し、弁護士等の専門家の助言を受けながら、公正中立な対応をしております。

相談内容及び対応結果は、当社のコンプライアンス委員会に報告しており、社外有識者、労働組合代表、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の各委員によるモニタリングを実施しております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第24号議案 定款の一部変更 子会社に対する公正な取引について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(子会社に対する公正な取引)

第57条 当社は、公平・公正な調達（資材、工事及び委託）を目的に、子会社に対して不適切な取引をしていないかを調査する専門の社外機関を設置し、健全な取引を確認する。確認項目は下記に記載。

- (1) 子会社の機密情報等の入手
- (2) 無理な要求
- (3) 子会社との不適切な取引の有無

### ◆提案理由

当社は、子会社が管理する端末システムを使って競合する新電力の顧客情報を不正に閲覧したと経済産業省から指摘を受けている。

また、当社は給料を支払って出向している社員に対して、出向先に委託し一人一日10万円以上の費用を支払い子会社の存続を図り、直接作業する子会社に発注できるのに、別の子会社を通すことにより数千万円多く支払っている事例もあり、実質の業務内容が同じ子会社が数社存在していることが背景にあると思われる。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、良質な資材を経済的に調達することを目的として「資材調達基本方針」を定め、品質や価格など経済合理性に基づいた公平・公正な資材調達を行っており、子会社を含むグループ会社との取引についても、本方針に則り、不適切な取引の防止を図っております。

グループ会社は、それぞれの専門分野において自社の強みを活かした製品開発・サービス提供を行っており、特徴の異なる複数の製品・サービスの中からお客さまに選んでいただけること、グループ会社間の競争による品質向上が期待できることなどにより、グループ全体の競争力・収益力向上につながっているものと考えております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第25号議案 定款の一部変更 配当の増減に対する責任の明確化について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(配当の増減に対する責任の明確化)

第58条 当社は、配当の増減に対する責任を、役員の報酬の増減により明確にする。具体的には配当40円を基準に増減した金額により利率を算出し、役員(執行役員以上)の報酬を増減する。利率を反映する割合は三割とする。

### ◆提案理由

当社は収支が悪くなるとすぐに配当を減額する。

会社の収支が悪くなったのは経営陣の責任ではないのか。経営陣が責任を取らず、大胆なコスト削減(株式会社サニックスのようにシンボルスポートの中止や子会社救済ともとれる発注等の中止)もせず、負担を株主のみに当社は求めている。

よって、経営陣の責任を明確にするため、配当の増減を役員報酬に反映させる。

基準の配当は電力会社の過去の配当より算出した。

例:配当30円、報酬2,000万円の場合

増減報酬  $2,000万円 \times (1 - (30 \div 40 \times 0.3)) = 1,550万円$

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

報酬につきましては、基本報酬と業績連動報酬で構成し、株主総会で決議された範囲内で支給しております。このうち業績連動報酬は、会社業績に対する責任を明確化するため、経営ビジョンの財務目標に掲げる連結経常利益、カーボンニュートラルに向けたGHG削減量及び株主への配当状況等を業績指標とし、支給することとしております。

また、具体的な報酬等の額につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の4名中3名が社外取締役である報酬諮問委員会で他企業の水準等も踏まえ審議したうえで、取締役会で決定しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第26号議案 定款の一部変更 不祥事に対する責任の明確化と迅速化について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(不祥事に対する責任の明確化と迅速化)

第59条 当社は、会社の評価に影響を与えた不祥事について、責任の所在を明確にし、懲罰を与える。調査等は、不祥事発覚後、第三者委員会等により迅速に行う。

### ◆提案理由

当社はメール問題でも、原因を作った元役員に対し懲罰を与えていないし、株価や対応等に多大な影響を与えたことに対する損害賠償も求めている。

今回のカルテルや新電力顧客情報等の不正閲覧に対しても、責任の所在を明確にしていない。関電副社長と対話した役員や、不正閲覧者も判っているはずで、対応が遅すぎる。他電力は現状における、責任の明確化や懲罰を発表しており、当社だけがなにもしないので、第三者委員会等により早急に解明すべきである。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、不祥事等の発生時には、事案の内容に応じて社外有識者等の助言を受けながら、適切に調査を行っております。また、調査結果をもとに、社外有識者、労働組合代表、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から構成される当社コンプライアンス委員会において、客観的中立的な立場で、事実関係の確認及び具体的対応策の提言等を行っていただいております。

役員の責任については、各事案の事実関係が確定した段階で、独立性・透明性・客観性を担保する観点から、社外取締役を委員長とし、構成員の4名中3名が社外取締役である人事諮問委員会で審議し、取締役会で決定することとしております。なお、新電力顧客情報等の不適切な取扱いに関しては、これらの手続を経て役員の責任を明確化し、公表しております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第27号議案 定款の一部変更 積極的な情報公開について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(積極的な情報公開)

第60条 当社は、下記について積極的な情報を公開する。

- (1) 不祥事の調査状況
- (2) 株主総会のインターネット公開
- (3) 企業価値に関わる重要な案件
- (4) コンプライアンス活動状況

### ◆提案理由

当社は今回のカルテルに対して情報を出していないのは、企業の根底に隠ぺい体質があると思われる。

よって、株価や企業価値に影響のある「不祥事の調査状況」、「企業価値に関わる重要な案件」、「コンプライアンス活動状況」については積極的な情報公開を求める。

また、遠方等により株主総会に参加できない人のためインターネットによる開催状況を公開することで、開かれた株主総会により企業価値を高める。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主さまを含めた地域・社会の皆さまからの信頼が最大の事業基盤であると考えており、情報公開の基本的な姿勢を示した「情報公開の心構え」を制定し、積極的な情報発信に取り組んでおります。不祥事やコンプライアンスを含む企業価値に関わる重要な情報についても、プレスリリースや当社ホームページ等を通じて公開しております。

また、株主総会については、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行うとともに、株主総会終了後には当社ホームページにおいて、報告事項のご説明に関する動画配信を行っております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第28号議案 定款の一部変更 特に重要な役職の株主承認について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(特に重要な役職の株主承認)

第61条 当会社は、本部体制をとっているが、特に重要な役職である本部長、副本部長の選考については株主の同意を得る。

### ◆提案理由

経営上重要な本部の運営は、株価に及ぼす影響が大きいため、その決定権のある本部長、代行者である副本部長の選考については、株主の同意を得る必要がある。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本部長及び副本部長については、豊富な実務経験と知識及び能力等を考慮し、適材適所に配置しております。

また、本部長及び副本部長に就任する役員の業務担当及び業務委嘱については、独立性・透明性・客観性を担保する観点から、社外取締役を委員長とし、構成員の4名中3名が社外取締役である人事諮問委員会で審議・確認したうえで、取締役会で決定しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.